

財務会計における セグメント情報について

2022年3月15日

SSBJ設立準備委員会 事務局

- ❖ 本資料は、産業別基準の適用に係る論点に関連して、財務会計におけるセグメント情報について、ご参考としてご説明することを目的としている
- ❖ セグメント情報に関する会計基準については、IFRS会計基準、日本基準及び米国基準がほぼ同等の内容の基準となっている
- ❖ 本日はご議論いただきたい事項
 - ▶ 事務局による説明及び分析に対するご意見及びご質問

セグメント情報とは

- ❖ セグメント情報とは、企業の売上高や損益等の情報を、企業を構成する一定の単位ごとに報告する、財務諸表の注記情報
- ❖ 経営者が、経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、企業を構成単位に分別した方法を基礎とする「**マネジメント・アプローチ**」が採用されている
 - ▶ 「事業セグメント」を所定の方法により集約した「報告セグメント」ごとに報告
 - ▶ 事業セグメントは、企業の最高経営意思決定者が、資源配分の意思決定及び業績評価を行うため企業を構成単位に分割する方法に基づき決定
 - ▶ 開示する金額は、企業の最高経営意思決定者に提供される金額とすることが求められる（その金額が会計基準に従って計算された金額である必要はない）
 - ▶ セグメント情報で開示された金額の合計額と財務諸表計上額との間に生じる差異は、調整額として開示される

	報告セグメント			その他	計	調整額	財務諸表 計上額
	××事業	××事業	××事業				
売上高							
外部顧客への売上高	××	××	××	××	××	—	××
セグメント間の内部 売上高又は振替高	××	××	××	××	××	××	—
計	××	××	××	××	××	××	××
セグメント利益	××	××	××	××	××	××	××

関連するIFRS会計基準等

❖ セグメント情報の基本原則

複数の企業が従事する事業活動、及び企業が事業を行っている経済環境の性質や財務的な影響を、財務諸表の利用者が評価できるように企業は情報を開示しなければならない（IFRS第8号 第1項）

❖ 事業セグメントとは

事業セグメントとは、企業の構成単位であって、次のすべてに該当するものをいう（IFRS第8号 第5項）

- (a) 収益を獲得し、費用が発生する源泉となり得る事業活動を行っている（同一企業の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む）
- (b) 企業の最高経営意思決定者が、当該セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討している。
- (c) それについて分離した財務情報を入手できる

❖ 最高経営意思決定者とは

最高経営意思決定者は機能を示すものであり、必ずしも特定の肩書を有する経営者ではない。その機能は企業の事業セグメントに資源を配分し、その業績を評価することにある。多くの場合、企業の最高経営意思決定者は、最高経営責任者又は最高業務責任者であるが、例えば、業務執行取締役等のグループである場合もある（IFRS第8号 第7項）

事務局による補足

マネジメント・アプローチ導入の背景

❖ 導入前の問題点

- ▶ 導入前のIFRS会計基準及び米国会計基準においては、セグメント情報を、企業情報の分解とみていた
- ▶ セグメント区分が不明確であったため、開示されているセグメントの数が不十分であった
- ▶ 財務アナリストは、相当細かく分割した財務諸表資料を一貫して要求

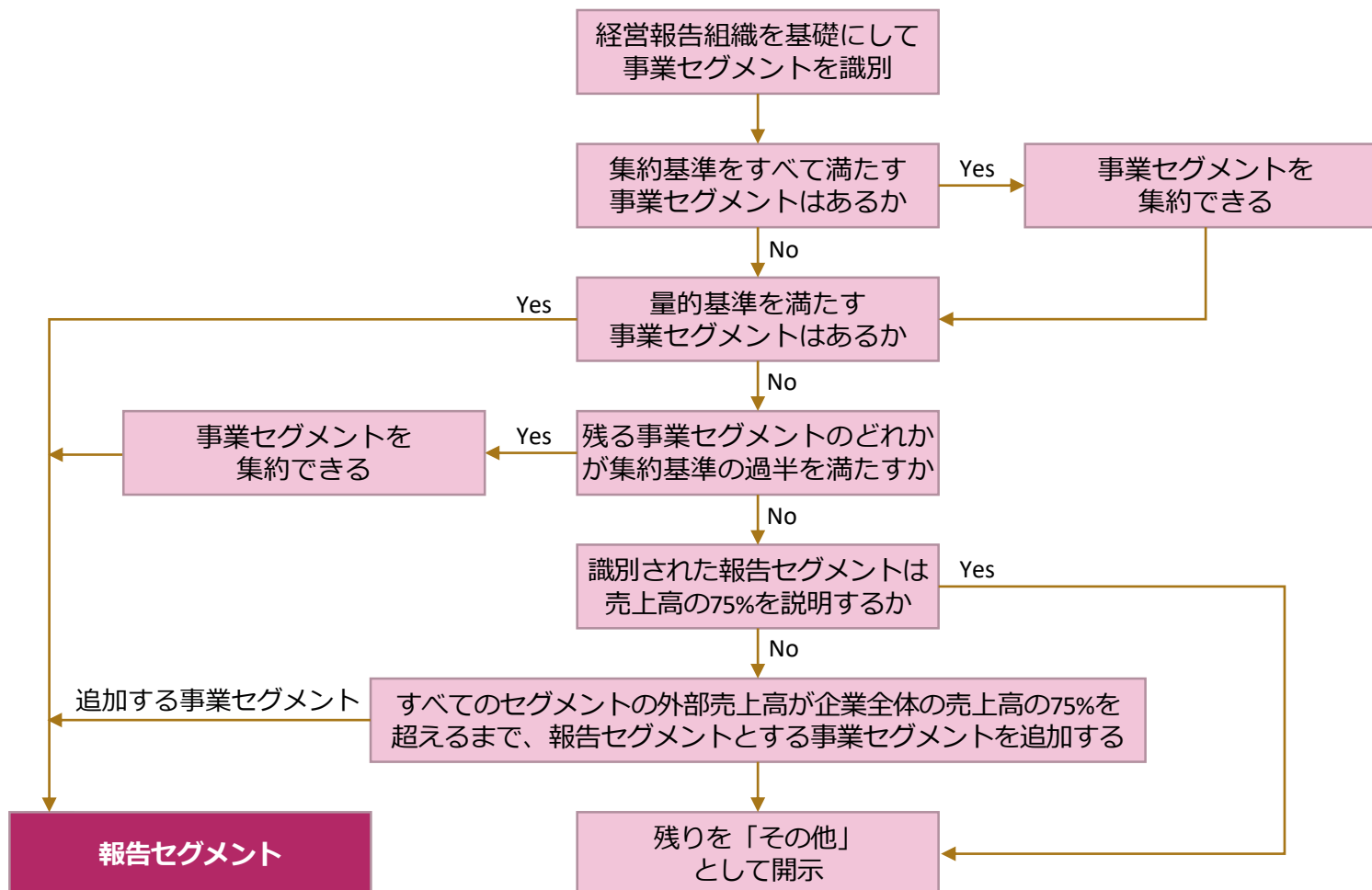
- ❖ これらを受け、米国会計基準（SFAS第131号）において「マネジメント・アプローチ」が導入され、IFRS会計基準（IFRS第8号）においても同様の方法により基準開発が行われた（その後、日本基準においても導入）

❖ マネジメント・アプローチの利点

- ▶ 経営者と同じ視点から企業を見ることにより、経営者の行動を予測し、その予測を企業の将来キャッシュ・フローの評価に反映することが可能となる
- ▶ 企業内部で既に作成されている管理報告に基づくため、企業が必要とする追加的コストが少ない
- ▶ 実際の企業の組織構造に基づく区分を行うため、その区分に際して恣意性が入りにくい

報告セグメントの決定

会計基準では、次のプロセスに基づき、どのセグメントを報告すべきか決定することを求めている



出典：IFRS第8号「事業セグメント」を元に事務局作成

関連するIFRS会計基準等

❖ 集約基準 (IFRS第8号 第12項)

複数の事業セグメントの経済的特徴が類似している場合には、類似した長期的な財務業績を示すことが多い。例えば、2つの事業セグメントの経済的特徴が類似している場合には、類似した長期平均総利益率が見込まれる。複数の事業セグメントは、次の条件を満たす場合には、1つの事業セグメントに集約することができる。その条件とは、集約することが本基準書の基本原則と整合し、当該各セグメントの経済的特徴が類似していて、かつ、当該各セグメントが次のすべての点で類似していることである。

- (a) 製品及びサービスの性質
- (b) 製造工程の性質
- (c) 当該製品及びサービスの顧客の類型又は種類
- (d) 当該製品の配送又は当該サービスの提供のために使用する方法
- (e) 該当がある場合には、規制環境の性質(例えば、銀行、保険又は公益事業)

❖ 量的基準 (IFRS第8号 第13項)

企業は、次の量的基準のいずれかを満たす事業セグメントに関する情報を区分して報告しなければならない。

- (a) 報告する収益(外部顧客への売上高及びセグメント間売上高又は振替高の双方を含む)が、すべての事業セグメントの内部及び外部からの収益合計額の10%以上である。
- (b) 報告する純損益の絶対額が、次のいずれか大きい方の10%以上である。(i)損失を報告しなかったすべての事業セグメントの報告利益の合計額、又は (ii)損失を報告したすべての事業セグメントの報告損失の合計額の絶対額。
- (c) 資産が、すべての事業セグメントの資産の合計額の10%以上である。

量的基準のいずれにも満たない事業セグメントは、経営者が当該セグメントに関する情報が財務諸表利用者にとって有用であると考える場合には、報告セグメントと考えることができ、区分して開示することができる。

会計基準間のマネジメント・アプローチの比較

	IFRS会計基準	日本基準	米国会計基準
基準	IFRS第8号「事業セグメント」	企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」	ASC Topic 280「セグメント報告」
採用アプローチ	マネジメント・アプローチ	マネジメント・アプローチ	マネジメント・アプローチ
適用範囲	負債又は資本制金融商品が公開市場で取引されているか、公開市場で何らかの種類の金融商品を発行する目的で証券委員会又はその他の規制機関に財務諸表を提出しているか又は提出の途中である企業に要求（IFRS第8号第2項）	すべての企業の連結財務諸表又は個別財務諸表におけるセグメント情報等の開示に適用（企業会計基準第17号 第3項）	すべての公開企業に適用（280-10-15）
開示場所	財務諸表の注記（IFRS第8号第20項）	財務諸表の注記（財務諸表等規則第8条の29）	財務諸表の注記（280-10-50）
開示内容： 全般的情報	<p>報告セグメントの識別に用いられた要素及び集計基準を適用する際に行った判断（IFRS第8号第22項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ 集約した事業セグメントの簡潔な記述 ❖ 集約した事業セグメントが類似した経済的特徴を共有していると判断した際に検討した経済指標 	事業セグメントを識別するために用いた方法及び複数の事業セグメントを集約した場合にはその旨等（企業会計基準第17号 第18項）	IFRS会計基準と異なり、経営者が集計基準を適用する際に行った判断を開示することを明示的には要求していない（280-10-50-21）

事務局による補足

マトリックス組織とは

- 事業セグメントの要件に合致する**複数の重複する区分方法**があり、いずれも**責任を有する管理者を置く場合の組織構造**は、**マトリックス組織**とも呼ばれている。例えば、ある管理者が特定の種類の製品及びサービスについて責任を有する一方で、他の管理者が特定の地域について責任を有し、両者の責任の範囲が重複している企業の組織構造がこれに該当する（IFRS第8号 第10項、企業会計基準第17号 第8項）
- 米国会計基準においては、**製品及びサービスを基礎にする構成単位を事業セグメントの基礎とする**とされている（ASC 280-10-50-9）。一方、IFRSにおいては、製品及びサービスを基礎とする構成単位の使用を義務付けることは、**マネジメント・アプローチを採用する趣旨から適当ではない**とされている（IFRS第8号 BC27項）。日本基準では、企業の業種や経営方針等によっては、例えば、販売地域別の構成単位による情報を重視する場合があります。製品及びサービスを基礎とする構成単位を事業セグメントの基礎とすることは、**マネジメント・アプローチを採用した趣旨から適当ではない**と考えられとし、IFRSと同様の考え方を採用した（企業会計基準適用指針第20号 第23項）。

		製品別売上				合計
		A製品	B製品	C製品	D製品	
地域別 売上	日本	100	60	50	80	290
	北米	80	80	75	100	335
	欧州	70	100	60	70	300
	合計	250	240	185	250	925

(単位：百万円)

管理が重複する場合、
どちらの区分方法に
基づきセグメント情報
を作成すべきか？

会計基準間のマトリックス組織の取扱いの比較

	IFRS会計基準	日本基準	米国会計基準
マトリックス組織	企業は、基本原則（IFRS第8号第1項）を参照して、いずれの構成単位が事業セグメントを構成するのかを決定しなければならない（同第10項）	企業はセグメント情報開示に係る基本原則（企業会計基準第17号第4項）に照らして、いずれの区分方法が適切であるかを決定する（同第8項）	製品及びサービスを基礎にする構成単位を事業セグメントの基礎とする（ASC 280-10-50-9）

